江戸を中心とした船舶による旅客輸送について

山 本 光

正

はじめに

元標が設置されている。 して普く知られている。現在も道路の起点であり、日本橋の中央には道路して普く知られている。現在も道路の起点であり、日本橋の中央には道路の起点と

物資を艀に積み替えて江戸市中に運ばれた。 は江戸の内部に入り込むことは出来なかったため、江戸の沖合に停泊して本各地からもたらされた物資が陸揚げされた。各地からの俗に言う千石船様は『江戸名所図会』にも描かれている。さらに江戸橋広小路辺りには日経済を支える場であった。江戸市中に魚類を供給する魚河岸。その盛んなこれに対し、日本橋の下を流れる日本橋川及びその両岸は江戸の生活・

字の輸送を通して、旅行者の船舶輸送と幕府の対応についてみていくこと客の輸送を通して、旅行者の船舶輸送と幕府の対応についてみていくこと当我野(蘇我)への海上輸送や河川輸送の行徳船について記している。自我野(蘇我)への海上輸送や河川輸送の行徳船について記している。自我野(蘇我)への海上輸送や河川輸送の行徳船について記している。戸の夕栄』(1)の中で日本橋近辺と木更津を結ぶ木更津船(2)を始め、登戸・戸の夕栄』(1)の中で日本橋近辺と木更津を結ぶ木更津船(2)を始め、登戸・戸の夕栄』(1)の中で日本橋近辺と木更津を結ぶ木更津船(2)を始め、登戸・戸の夕栄』(1)の中で日本橋近辺と木更津を結ぶ木更津船(2)を始め、登戸・戸の夕栄』(1)の前には、近には、1)の前にはは、1)の前には、1)の前にはは、1)の前にはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがははは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがはは、1)のがは

河川による旅客輸送

一) 行徳船

口を行き来することができたわけである。
一切のででは、
一切のでできますることができたわけである。
一切のでできますることができたわけである。
一切のでできますることができたわけである。
一切のででできない。
一切のでできますることができたわけである。
一切のででできますることができたわけである。
一切のでででいる。
一位ののででいるでは、
一位ののででいるでは、
一位ののででいるでは、
一位ののででいるでは、
一位ののででいるでは、
一位ののででいるでは、
一位ののででは、
一位ののでできたかけである。
一位のでできますることができたわけである。
一位のででは、
一位のでできますることができたわけである。
一位のでできますることができたわけである。
一位のでできますることができたわけである。
一位のででは、
一位のでは、
一位のでは、
一位のできますることができたわけである。
一位のでは、
一位のでは

明らかに行徳方面で製造される塩を確保するためであったろう。あったという。その理由について和田は明確に述べてはいないが、これは名木川開鑿以前から沼沢地を縫うようにして江戸と行徳方面を結ぶ航路が行徳船については和田篤憲氏の業績がある(③)。和田論文によれば、小

とによるという。和田氏の論文の主要史料は「番船諸用留」(4)であるが、とも呼ばれるが、それは行徳船が日光社参や将軍の鹿狩り御用を務めたこ納めて寛永九年(一六三二)河岸の設定を許されたという。行徳船は番船小名木川が開鑿されたのは寛永年間のことで、本行徳は幕府に上納金を

めていた場合、これを一斉に禁止することはできなかったのだろう。 舶を利用されたのでは、陸上の交通集落は立ち行かなくなってしまう。そ 料は無いようだが、例えば本州から四国へ達するには船に頼らざるを得な ただろう。しかし江戸幕府の陸上交通体系が整備する以前に旅客輸送を認 のため幕府としては船舶による旅客の移動を規制・禁止せざるを得なかっ 本資料中にしばしば「役船」「番船」「新番船」「長渡船」等の名称が見える。 番船はともかく、 しかし江戸から房総であれば船舶に頼らず往来することができる。 |長渡船| は一体何に寄るのだろう。 明文化された史

めを行ったが、中川番所については加藤貴氏の論文⑤に詳しく述べられ流点に設けられた中川番所において改めを受けた。中川番所は川船と人改 し、それが大きな問題になった。これに対し行徳船は小名木川と中川の合「行徳船と関所」あとから述べるが木更津船は関所を通ることなく航行 おいても「渡し船」は欠くべからざるものであった。 「長渡船」と呼ばれるようになったものだろう。言うまでも無く陸路に 行徳船による旅客の輸送を正当化するために「渡し船」それも距離の長

深川番所で、その年代は正保四年(一六四七)とみられる。 移転理由は本所・深川の開発にあったようである。 (一六六一) 番所は中川に移転し 加藤氏によれば、小名木川沿いの番所は最初万年橋の北側に設置された 「中川番所」と呼ばれるようになった。 寛文元年

ている。

転に伴い中川番所には次のような高札が掲げられた(6)。

戸出船夜中にて不可通之、入船ハ雖為夜中通事、

往還之輩、 番所之前ニ而笠頭巾をぬくへし、乗物ハ戸をひらき可 相

鉄炮二三挺まては相改可通之、 女上下によらす、 其外武具可為同前之事、 縦慥成証文有之といふとも、一切不可通事 夫より数多之時ハ、 得差図可通之、

> れよりちいさきうつはものハ不及改之、万一不審成る子細あらは、 人忍入へき程のうつわものハ遂穿鑿、 船を留置急度可申達事、 無異儀におゐてハ可通之、そ

右可相守此旨者也、仍執達如件、 囚人又ハ手負たるもの死人等、 慥成証文於無之ハ、 不可通事、

寛文元年九月十三日 奉

中川番所が人改めより物流の検査に重きを置いていたからであろう。 行ではなく魚類や野菜のこととしている。これは加藤氏の指摘通りであり、 第一条の「入船ハ雖為夜中通事」について加藤氏は、この高札は人の通

す川柳が多く詠まれている。 しかし時代が下がるにつれ改めはかなり形式的になったようで、それを示 物流の検査に重きを置いたとはいえ、人改めも厳しく行われたであろう。

『誹風柳多留』より川柳を引用しておこう。 41 13

関守の声を越えるとまねて行

中川は同じあいさつして通し

通ります通れ葛西のあふむ関

船と岡とで中川の鸚鵡石 九七 17、 九十九

83

行われてはいなかっただろう。 ります」「通れ」と真似をした。このような通関は当然番所設置当初から り取りはまさに鸚鵡返しであった。番所を越えると乗客達は座興として「通 向かって「通ります」と声をかけると、番人は「通れ」と答えた。そのや 中川番所では乗船客が下船して改めを受けるのではなく、 船頭が番人に

関もまた厳しくなった。例えば文久四年(元治元年=一八六四)一二月 まったが、幕末に至り討幕運動が盛んになると、関所警備は厳しくなり通 八日に現在の東京都青梅市梅郷から伊勢参宮に旅立った一七名は、従来 (りの関所手形を持参したところ、 中川番所に限らず旅人の関所通過は近世中後期には形式的になってし 取りに行っている(で)。 八王子で印鑑の必要なことを知り江

行無御座候故、 ……十八日八王子二而所々聞合候処、 相談之上、講元世話人衆以使江戸表江川御役所御印鑑 箱根御関所御印鑑無之候而者诵

願江参り候、

研究者加藤時男氏によって確認されたので次に掲げておこう(®)。もしなかった。しかし幕末期の中川番所通行手形の存在が、近年茂原市の幕末に至り関所警備が厳重になったことが中川番所にも及んだなどと考えあるが、従来中川番所に関しては「手形」など考えたこともなかったし、この手形は近世の関所の中でも最も重要な箱根関所通過に関するものでこの手形は近世の関所の中でも最も重要な箱根関所通過に関するもので

御関所手形之事

髪剃医師

三量) 日 英間、即見斤無目電右之者無據要用有之候付、江戸表迄

御通可被成下候、為後日御関所差遣し申候間、御関所無相違

手形依而如件、

文久三亥年七月廿日□

上総国長柄郡茂原村服部一郎右衛門知行所

名主

四郎左衛門印

中川

関所

御役人中様

たのだろう。勿論多くの房総人も行徳船を利用した。行徳船は海に出ることなく房総に達することができたので安心感も強かっみることができる。船旅は「板子一枚下は地獄」ということで嫌われたが、行徳船の実態 江戸・房総間を往来する旅人の大半は行徳船を利用したと

江戸の夢行徳まではつんで行く 一二三 59、一二七 79

(『誹風柳多留』)

着けば現実が待ち構えている。もあった。江戸での楽しかったことを夢に見ながら船の中。しかし行徳にもあった。江戸での楽しかったことを夢に見ながら船の中。しかし行徳に江戸近郊農村は巨大消費地江戸への物資供給地である一方、遊楽の場で

本書をもとにその様子を見てみよう。書館蔵『壬辰船橋紀行』⑤が行徳船の利用について詳しく記しているので、「荷徳船の船旅の実際についてはよくわかっていなかったが、都立中央図

本書は天保三年(一八三二)四月一七日に現在の船橋大神宮を参拝したようである。しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようたようである。しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようである。 題箋には「壬辰舩橋紀行 草稿」とあるので、いずれ時の紀行文である。 題箋には「壬辰舩橋紀行 草稿」とあるので、いずれ時の紀行文である。 しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようである。 しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようである。 しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようたようである。 しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようたようである。 しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようたようである。 しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったようたようである。 しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったように見受けられる。

ず従者吉三郎を伴っての旅となった。である。旅は友人と行きたかったようであるが、なかなか折り合いが付か旅の目的は意富比神社(船橋大神宮)参拝及び徳川家康の遺徳を忍ぶ旅

れば、行徳河岸は小網町三町目箱崎橋の袂にある。「江戸切絵図 日本橋北内神田両国濱町明細絵図」(安政六年)(三)によ中で江戸城に向かう行列に出会ったりしつつ小網町行徳河岸に到着していーの澤氏が船橋に向かった四月一七日は徳川家康の命日にあたるため、途

氏は長嶋屋に入っている。長嶋屋でかなり親しい友人とみられる荒木楠六にどのように船を出すのかは記されていないが、このことを知らない岡澤という。この六軒に順番があり毎日代わる代わる船を出している。具体的屋与惣右衛門といへり」このうち佐倉屋は金子という家の株も兼ねている長嶋屋兵右衛門・佐倉屋紋兵衛・八幡屋長右衛門・伊勢屋治右衛門・大阪長嶋屋兵右衛門・佐倉屋紋兵衛・八幡屋長右衛門・伊勢屋治右衛門・大阪

子連れである。 氏と遠山金右衛門氏に出会っている。遠山氏は「幼息を具し」とあるから

いま一人は田安の「屋形」の名和市十郎というものであった。いう人物であった。なお二人は現在「御徒頭勤仕たり」ということである。いう人物であった。なお二人は現在「御徒頭勤仕たり」ということである。いう者で、「…又ふたりハ田安のおほん屋形御近習番の内にておほん□の四人の客が乗り込んできたが、このうち二人は原七左衛門と大塚甚三郎と四澤氏は荒木・遠山両氏と船橋に向かうことになった。彼らの乗る舟に

のように記している。
う。直進しても左折しても隅田川に出るが、隅田川に出るまでの経路を次う。直進しても左折しても隅田川に出るが、隅田川に出るまでの経路を次舟は舫いを解いて小網町の河岸を離れて日本橋川に入り隅田川に向か

たりより先を、小奈木川といふ」と記している。高橋・新高橋を越え暫くの□ふたつのおほん屋鋪を左右に見て、大川に漕出、川中に至るに、の□ふたつのおほん屋鋪を左右に見て、大川に漕出、川中に至るに、の□ふたつのおほん屋鋪を左右に見て、大川に漕出、川中に至るに、の□ふたつのおほん屋鋪を左右に見て、大川に漕出、川中に至るに、かくて酒井のやしき 紀伊公のミくら屋敷 田安公と我 みとのかくて酒井のやしき 紀伊公のミくら屋敷 田安公と我 みとかくて酒井のやしき 紀伊公のミくら屋敷 田安公と我 みと

通りて、裏の方に行く、て舟を岸につけて上り、独のおのこあともひて、番所の横手門の前をて舟を岸につけて上り、独のおのこあともひて、番所の横手門の前を……折から家根ある舟一艘きたれり、うちに女ふたりまで見ゆ、此を岡澤氏の乗る船が中川番所に差しかかると、屋根船が近付いて来た。

進むと中川番所である。

かったようである。 は関所の通過が楽になったとはいえ女性に関しては男性同様とはいかな気味に注視していたようである。このことからも分るように、近世後期には一体女性がこの番所をどのように越えるのか興味津津、というより緊張この屋根船には女性二名が乗船していた。紀行文の記述によれば、岡澤氏

> かは不明である。 一位の様子が明らかになった。但しいつ頃からこのような方法をとっていた でのことであった。行徳船による中川番所の大きにはりな性の中川番所通 でのことであった。行徳船による中川番所の女性の通過については、従来 の門の前を通って裏の方に出ている。このことは当然番所の役人も承知し を報いは岸に着けられ女性は上陸、その後を男性一名が追い番所の横手

男性ばかりの岡澤氏の船はまさに前掲の川柳に詠まれた通りである。 男性ばかりの岡澤氏の船はまさに前掲の川柳に詠まれた通りではあるが、ひとつ間違えればとんでもないことに 「かくて中川に出たるに、流水漫々と潔く、左右広々と打ひらけて、眺望 この組子と見ゆるが、声高やかに通れといふ程に、そこをば打過ぬ、 士の組子と見ゆるが、声高やかに通れといふ程に、そこをば打過ぬ、 これより船は中川を横切り新川へと入っていくが、中川の様子について これより船は中川を横切り新川へと入っていくが、中川の様子について これより船は中川を横切り新川へと入っていくが、中川の様子について これより船は中川を横切り新川へと入っていくが、中川の様子について なってしまう。上記の記述からは関所を畏怖する様子も伝わってくる。 これより船は中川を横切り新川へと入っていくが、中川の様子について なってしまう。上記の記述からは関所を畏怖する様子も伝わってくる。 これより船は中川を横切り新川へと入っていくが、中川の様子について なってしまう。上記の記述からは関所を畏怖する様子も伝わってくる。 できたのである。

くおいらか(穏やか)なるは、静けき御代のおほん恵みなり、二人のをふな(媼)出きたりてうち乗る、掟ある番所といへども、かさきの家根舟ハ番所より一丁程あなたの岸につけたるが、程なくかの幸いなことに「家根舟」から下船した女性のその後についても記している。

この辺りより船は綱でひく曳き船となるが、その様子を詳細に記している。

(銭ヵ)を集め、合て二筋を其賃に取らす、(銭ヵ)を集め、合て二筋を其賃に取らす、網の長さ八九間も有るべし、扨舟人舩中の人々に申て、あして綱をバ又陸に返す、彼おのこ麻苧もて連着といふものゝやうに組たの内に投入る□をかくべき為に立たる木二本あり、かの綱を結ひ付舟の内に投入る□をかくべき為に立たる木二本あり、かの綱を結ひ付らう)をうけひきたるさまにて、とみ□細く長やかなる綱をもてきて、時にひとりのおのこ川端に立た□こなたの舟人何やらんかたらふ(語

がり女性のようであったという。では肩から脇の下に綱を廻して船を引っ張ったが、その胸は筋肉が盛り上りで調査をしていると、実際に曳き船を見たという人がおり、その人の話いを歩き調査をしたことがある。小名木川が大横川か横十間川で交わる辺前、確か地下鉄都営新宿線が本八幡まで開通していない時に、小名木川沿東するに船に綱を結び付け人間が引っ張るわけである。二〜三○年程以要するに船に綱を結び付け人間が引っ張るわけである。二〜三○年程以

曳き船賃は船賃とは別であったのか、船中で集めている。「二筋」とは 曳き船賃は船賃とは別であったのか、船中で集めている。「二筋」とは 又石の岸に彼おのこ上りて引く、 は又右の岸に彼おのこ上りて引く、 は又右の岸に治し、 は又右の岸に彼おのこ上りて引く、 は又右の岸に彼おのこ上りて引く、 は又右の岸に彼おのこ上りと別のか、船中で集めている。 「二筋」とは して舟を岸にったる。 これより船頭は船を曳き手に任せることになる。 という に七八町過れバ、行先又つかへて引ことを得ず、かのおのこ棹をさし に七八町過れが引くべい、 日本はかの は又右の岸に彼おのこ上りて引く、 は又右の岸に彼おのことがあり、 とは は又右の岸に彼おのこ上りて引く、

節しつつ船を曳いている。どうしても船を曳くことが出来なくなると、曳り、棹が立っていたりでまるで障害物競争のようである。その度に綱を調うことか分らない。曳き船人夫の進む岸沿いには物が積み上げられていた行徳船の船頭は艫の方で胡坐をかいているが、「行々高瀬」とはどういが、「行々高瀬」とはどういが、「行り船の船頭は艫の方で胡坐をかいているが、「行り高瀬」とはどうい

船している。 れを何回か繰り返し、新川が江戸川と合流する少し手前で曳き船人夫は下き船人夫は船に乗り船頭が棹を差し、障害物が無くなれば又船を曳く。こ

紀行』は次のように記している。 により関宿から銚子への流れが利根川の鉄橋を轟々として渡つた。」もるようになった。しかしその後も特に文人達は江戸川を「利根川」あるいは「古利根」と呼んだ。近代に入っても田山花袋は好んで「利根川・古利は「古利根」と呼んだ。近代に入っても田山花袋は好んで「利根川・古利は」と著書に記している。例えば『東京近郊一日の行楽』(空)の「市川とそれも瞬く間に、市川近く来て、利根川となり、旧利根川は江戸川と呼ばれたより関宿から銚子への流れが利根川となり、旧利根川は江戸川と呼ばれたのが、近世前期の開鑿している。これは江戸川が古くは利根川であったものが、近世前期の開鑿している。これは江戸川に入るが、紀行文では江戸川を「利根川」と記れたり間もなく江戸川に入るが、紀行文では江戸川を「利根川」と記

並び立てる所あり、是をばら~~松といふ、 は両岸に舟附の場あり、今井の渡しこれなり、行く程に左の方松の木りもの、ねかきならし、何やらんうたひて興ありげなり、少しく過れ妙見の堂もあるにや、そは見えざりき、さきの家根舟ハ此川に出てよ美景なり、右の方に大いなる嶋あり、妙見嶋といふ、草家四五軒見ゆ、美景なりとなり、中川よりも勝りて川の幅広く、行く水も猶清らにて最東太郎是なり、中川よりも勝りて川の幅広く、行く水も猶清らにて最東太郎是なり、中川よりも勝りて川の幅広く、行く水も猶清らにて最東太郎是なり、さしも名に聞へし坂

中格

と歌付けたり、 と夜陰着舩の目当にまうけたるものなり、日本橋講中ない、 物高さ壱丈五尺程もあるべし、台石のうしろに上り段あり、凡拾方に石燈籠あり、台石三重にて高さ七尺余、その上の燈籠も□尺余に方に石燈籠あり、台石三重にて高さ七尺余、その上の燈籠も□尺余に方に石燈籠あり、台石三重にて高さ七尺余、その上の燈籠も□尺余に方に石燈籠あり、台石三重にて高さ七尺余、その上の燈籠も□尺余にで、物高さ壱丈五尺程もあるべし、台石のうしろに上り段あり、川のほとり右のをがて匍匐するばかりに身を平めて棹さす、其労おもひやるへし、やがて艪を押す事無く終始棹の目当にまうけたるものなり、日本橋溝中など彫合けたり、

(江戸)川に出てその広さに感動したのか「坂東太郎」と書いてい

の長さは三間程あり、それも川にさすと水に隠れる程という。ため艪では船がなかなか進まなかったようである。江戸川に棹さすため棹江戸川に入ると船は艪で漕ぐのではなく、棹を使用している。遡行する

自慢し合っているようである。

戸名所図会』にも描かれ、今なお旧行徳河岸に建っている。 行徳の象徴のように石灯籠について書かれているが、この石灯籠は『江

論文(ミン)を発表しているので、近代以降については村越論文を参照されたい。 多くの旅客を運んだ行徳船の近代については、近年村越博茂氏が詳細な

(二) 関宿船

かは定かではないので、ここでは便宜的に「関宿船」としておく。船運も長渡船としているが、近世に関宿迄の船運も長渡船と呼んだかどう述によれば、内務省は東京~行徳間の船運だけではなく、東京~関宿間の千葉県下においては行徳および関宿のみに認められ」としている。この記村越氏は内務省の通達「夜中出船概則」をもとに「これによれば長渡船は、いた。行徳~江戸間については「行徳船」「長渡船」などと呼んでいるが、いた。行徳~江戸間については「行徳船」「長渡船」などと呼んでいるが、

こでは旅日記をもとに関宿船の実際を述べておこう。 関宿船の詳細についてはまだ明らかにはされていないようであるが、こ

河岸は鬼怒川船運の最も上流の河岸で、物資の集散地として繁栄を極めた沢宿の間にある阿久津河岸(現栃木県さくら市)に宿泊している。阿久津神宮・大峰山へ旅立っている(生)。一行は奥州道中を南下し、氏家宿と白寛政九年(一七九七)七月二六日福島県二本松市近傍の修験六名が伊勢

田(現茨城県結城市)迄船を利用している。ところである。ここに一泊した一行は翌日阿久津河岸から、茨城県の久保

2久津 船路十三り

廿九日晩泊り 与四郎宅

四文
三所へ上り、舟ちん百三十五文ツ、壱人前ニ出シ申候、銭壱〆五百廿旅篭百五十文、弐十弐文、以上百七十弐文、是より舟ニのり久保田と

たが、江戸への乗合船は就航していなかった。いの境河岸に出ている。一行は境河岸から船を利用して江戸へ出ようとしおぶ関宿通多功道(日光東往還等とも呼ばれる)の仁連に出て、利根川沿へ保田で船を降りた一行はこれより水戸道と関宿・仁連・結城・雀宮を

さかへ 二り

申罷通候、舟ちん八文ニ三文出シ申候、文、此間ニ関やと、云宿舟渡二ヶ所あり、二ヶ所目ニ御関所有、御断文、此間ニ関やと、云宿舟渡二ヶ所あり、二ヶ所目ニ御関所有、御断合無之ニ付、くが道罷り登り候、出口の茶屋利倉屋ニ休、酒壱合廿八此所下総の国立原郡(猿島郡の誤りか)ト申所也、さかへかしより乗

これは江戸への旅客輸送が行われていなかったというより、この時は何

らかの事情により乗合船が無かったのだろう。

文を記したものである。級とみられ、友人の母親が故郷である関宿を尋ねる旅に随行し、この紀行関宿へ旅した時の日記「せきやとの紀行」⑸を見てみよう。筆者は武士階大に文政一三年(=天保元年・一八三○)閏三月二六日に江戸の住人が

に1、6。おなりの長文になるが、下手に要約せず以下に引用すること記している。かなりの長文になるが、下手に要約せず以下に引用することきやとの紀行」は船の状況や船中の様子そして川沿いの風景を実に上手に一行は往路は途中迄日光道中を行き、帰路は関宿船を利用している。「せ

るしに、隣の鈴木平左衛門といふ者来たりて、主人の留守なれハ、土を待ち、道にも迷ふらんと安んしけりといふ、夕餉をなし湯に入りてをもんでいる。)……人々ハ門に立いて又はもとりて壱時あまりも余(筆者は関宿の寺社を調査・見聞し過ぎたため、同行者達が宿舎で気

和奈 多の人もねむりて静になるに、艫の音は耳に絶やらす、 浪の舩にかゝれる音、 らひ譁しく江戸の女なんとの隣家え遊ひ来りしことくにて、 我は舩主の隣よりたのミて載りてけれハ、上の狭き所え独りゐて、 舩の長さ四間半も有るへし、がんふりと云う油樽□樫の材木を載たり、 新川入口三角□・舩戸・小松川新田・中川御番所を越て大川に至る、 ほの〈〜と明けわたりぬれハ、筥(苫ヵ)をひらきて見るに、 へけれハ、楓橋夜泊もかくやとて、 余も菓子を求てなくさミけれと、夜のふくる(更ける) ひやりてをかしく、人々も夜のさミしきま、酒肴を買ふて酔をなし、 酒肴・菓子なと商に来れり、これは淀の渡りの食ハんかといふしも思 るためしも聞じかハ、独にて心ほそく、折から小舩に明りをともし、 意に任せぬ、 て、酉の過るころ、 夫にも増れりと思ひぬ、舩人ハ壱人して苦なと襲ひこき出せしかハ、 人は心のほと強く、はる~~故郷を離れてうきことも顕ハれぬは、丈 家士の妻にて、 女子四人三才はかりの男子に僕三人を連れてのれり、こハ遠州掛川の のかま、に起臥せり、追々来るものハうち交りて居らしめたり、中に ねもころに送り来たりて別れぬ、 ともらひ、堺屋弥治右衛門と云舩宿の前より舩にのりぬ、 くる夜つけて鐘ひゝくなり、時うつりて松戸をもすき 人来れるまゝ、怪き者にハあらされハ、傍に入てくれよとたのミしまゝ の咄しなんとせむといふ、今宵夜舩にて帰らはや舩もまほしく別を (岩名)・野田・流山・松戸・市川御番所・□原渡・湊渡・今井・ 出れはそこくへに支度せり、 さまて旅の疲れも見えす、 川にかゝれる宿駅、渡し場の名は元町・法師鼻・金の井・江 外に舟もなく在明月の残れるのミ也、 ね(寝)もせて横なる木に倚りてゐしか、しら浪のかゝ 是ハ江戸の本郷え行く商人なりといふ、是よりハやすら 江戸の藩に十日あまり留り、日光の御宮の参りし帰り かな□ゐといふ處に来りしか、余に告て二人の旅 物さミしく、 関宿より江戸小網丁まて舩路十八里 ねても心やすからされハまとろま なミ枕いと、うきねの凄しきにふ 道すからのことなんと、 鶏卵・饂飩の粉なと家つとにせよ 夢のさめしことく、 にしたかひ、 幽に鐘の声聞 人々もいと 遠き国の 口々に語 ぬるに、 お

> されハ、右へ折て逆井のこなたにて舩を留て、舩路の明□□まちぬる こき行る、まてのりて、陸へ上りぬへしといらゐ庄左衛門方えつ、か 南華経の初を開て有ける、 くらき窓の下に眠れる夢にそありけり、あたりを見廻せは机の上には のりたり、されハ逆井より堅川を下り、 に、いつといふ限りもなけれハ、向の岸より棹さす小舟を幸に呼びて 枕長き舩路に浪風もなしと言て、舩人にたのミやりて、 なくこ、まて来りし事を文に書つけて未にわか家にぬか心ちして、 といふ、人々其にまかせて行ぬれは、こミ合て危きま、余はこの舟の 通すましけれハ、小舟にのりて建(竪)川を下り、両国へいたり給 衛門と云〕家にいりて朝餉せるに、巳の下りにそなりけり、 のりゐし者も餓ぬれハ、 子なり、言たにいわす、こなたの舩につなきて酒肴・団子なと商 ハ浜の御殿え成らせ給ふとなん、 八日の午の下りにそありつれ、漸にて聞に 余独りのりて心静に四方を見やり、中川にいたりぬるに通ることなら 人のいふ、けふは大君の濱の御庭江成らせられしまゝ、 ふ魚を□にしたり、初て食し味ひしかハ、こゝろよからす思ひぬ、主 ぬ、市川御関所・行徳・今井をも下りて新川の岸につけ「小川や儀 「府台を過る比は旭日の登りて赤壁をふりさけみれハ、 村の童子の遊へるかと思ひしか、とく来りぬれハ二人の女 古戦場の様今もめさましく、渺々たる洪河の あらそひて求め飲食なし、余も団子を求め食 □然として覚ぬれハ、こは若葉の小 両国の右柳橋にそつきぬ、 大君は王子、内府の君 中川御番所は 大きなる舩に 数十丈の 彼方を小舟 たつとい E.S.

ていることである。 江戸藩邸を訪れ、なおかつ子連れで日光に詣で帰路関宿から船運を利用しる。本稿とは関係ないが、興味深いのは遠州掛川藩士の妻が子供を連れてあ述の如く関宿から江戸市中に至るまでの状況を実に克明に記してい

と書いているが、赤壁は言うまでも無く中国長江の赤壁である。『三国志』日記の筆者は「国府台を過る比は旭日の登りて、赤壁をふりさけミれハ」

の影響か日本人は異様なほど赤壁に憧れを持っている。

ないためここで小舟を雇って乗換え、堅川から隅田川を横断して柳橋に達 遡り逆井に達している。逆井で堅川の明くのを待つが、何時になるか分ら とを聞く。中川番所を通行出来ないということは、小名木川を通行出来な している。 いということである。そのため船は新川と中川の合流点に来ると、中川を で将軍が浜御殿 た船橋西図書館所蔵の絵巻に描かれた茶店の辺りであろう。 乗船客は新川に入るところで朝食をとっているが、その場所は先にのべ (現浜離宮) に御成りのため、中川番所は通行出来ないこ 乗船客はここ

川を利用していたようである。 と思うのだが。いずれにせよ行徳船にせよ、 はこれまで見たことが無い。堅川も物資輸送等の船舶が多数就航していた近世の小名木川の舟運に対し、堅川の舟運について具体的に記したもの 関宿船にせよ緊急の場合は堅

寺・日光・西国三十三所を巡る旅に出た。二月一九日善光寺出発。二七日 たようである。 古河に到着するが、ここで関宿から江戸へ向けての船運のあることを知 に日光東照宮等参拝。三月二日日光を出立し日光道中を江戸に向かい四日 日に丹波篠山 次に西国からの旅日記を見てみよう(旨)。 天保一二年 (一八四 (現兵庫県篠山市)近傍に住む亀屋勇吉を含む四人は善光の旅日記を見てみよう(ミº)。 天保一二年(一八四一)二月

其所より江戸川舟ニ而行と申聞、 此古河城家より江戸弐十里也、 私ら義は此古河より関宿へ行キ、 それ故此古河より関宿申町 行

関宿より江戸へ川舟ニのる、

此間川弐ッ 舟ちん弐十四文

向川ギし

宿城家舟問屋

△木村清兵衛泊り

同

たということである。午前中については例えば「昼 に宿泊している。日記に「同 古河で関宿からの船便を知った一行は関宿へ出て、 関宿からの船については次のように記している。 三り」とあるのは、 舟問屋木村治兵衛方 三り 午後三里歩い 等と書いて

> 時くれ六ッ時也、それより夜舟ニ而江戸両国橋着、 とかり被成候、ふとん代壱枚四拾八文也、右関宿の問屋より舟出る 屋ニ而ふとんかり申候、夜舟ニ而誠ニさむし、ふとんすいふんたん 右十三り之間、関宿ニ着候ニてゆうはん共弐百五十文宛々、 関宿城家舟問屋向川ぎし木村清兵衛と申問屋宜敷候、 ら申候、 五日之日の昼着 壱人前 外ニ問 戸迄

中はかなり冷えるため布団を借りているが借料は一枚に付四八文であった。 近世における関宿からの船による旅客輸送については、現在どの程度明 船は暮れ六つに出船して五日の昼に両国橋に到着している。 船賃は夕食代込で二五〇文。夜船でしかも二月、 旧暦の二月とはいえ船

海に比べれば河川はまだ安全であり多くの旅人が利用した。 達することができたわけである。船運の利用は危険を伴うものであるが、 江戸から房総へ、或いは房総から江戸へは海に出ることなく河川により る限り船の就航形態は夜船であったようだ。

らかにされているのか筆者自身よく調べていないが、これら旅日記から見

行徳一丁目河岸~ 浜野間の旅客輸送

現在の千葉県千葉市中央区浜野町に向けて旅客輸送の船が出ていた。 しており、木更津船と呼ばれていた。これとは別に小網町一町目河岸より 日本橋川の木更津河岸からは前述のように木更津に向けて貨客船が発着

ていたのだろう。 町目には特に河岸の記載は無い。要するにこの辺りは河岸として黙認され 行徳船の発着する行徳河岸は小網町三町目の箱崎橋の際であり、 尾張屋板江戸切絵図の「日本橋北内神田両国浜町明細絵図」(エウ)によれば、 小網町一

を知ることができた。 で目にしたことはなかったが、 令などから承知はしていた。しかし実際の運航を示す史料を筆者はこれま この辺りから房総方面への旅客を運ぶ船が出ていたことは、 郵政博物館収蔵の史料により多少その実態 後述する禁

口書一 一札之事

私共儀昨十七日夜、小網町壱町目河岸より御村方迄乗舩仕候処、今 二冊・小本壱冊・眼鏡壱ッ・きせる・たばこ入・白却伴(脚絆)壱 樣之義申出候共、罷出申訳可仕候、為後日乗合一統連印仍而如件、 足・竹の子笠壱階、〆拾壱品之外、金銭は無御座候、若何方より何 候者壱人も無御座、水死人荷物立会相改候処、袈裟衣・数珠・御経 末御尋被成一統申上候、私共は不及申、舟頭共ニ至迄、喧嘩口論仕 十八日九ッ時乗合之内、年頃五十才位之僧壱人舟より落水死仕候始

文政六未年

四月十八日

上総国埴生郡

水沼村

江戸本所柳嶋

五

郎

日割村 (日在ヵ)

上総国夷隅郡

次郎右衛門

江戸四ッ谷

内藤新宿

上総国夷隅郡 兵

大井谷村

江戸浅草 南馬道

弥 惣 八

忠兵衛店

市郎右衛門 (爪印

村 伊

同

甚 兵 衛

国吉村

上総国市原郡

衛

江戸浅草

江戸神田 喜

紺屋町二丁目 藤兵衛店

治 郎 七 右 衛 門

同町同店

幸 次

郎

野沼村

丹波国与佐郡

延命寺

上総国長柄郡

道

勇

鶉谷村(鴇谷カ)

与次右衛門印

同国同郡

長富村

蔵印

同国同郡

七渡村 与

右衛門印

上総国市原郡

友右 衛 門

万年町二丁目 郎(清左衛門店

江戸深川

辰

Ŧī.

上総国市原郡

板倉村

193(9)

候節、

当村江着舩いたし、右之趣申参候ニ付、其節舩人并乗合一同得与承糺

舩中ニ而喧嘩口論仕候者壱人も無之、自然与落候義、

舩人并乗

右之始末少も相違無御座候由申之ニ付、右之者

右一条ニ付何方より何様之義申出候

申与存、種々手配仕候得共、

共より一統連印一札取置申候間、

合廿五人之者共一同、

件の経緯を知った浜野村は水死した僧侶の本寺に連絡している。

御乗舩被成候処、翌十八日昼九ッ時、黒砂浦沖ニ而右春光子義、

今般貴寺御弟子春光子御事、当十七日夜小網町壱丁目川岸より当村江

乍致舟より落候ヲ見附周障、舩人は不及申、乗合之もの共一同引揚可

海中之事故終二行方相知不申、

一同空敷

一白却絆

小便

になったわけである。ここで先づ事件についての文書を紹介しておこう。

前掲の「口書」は当然浜野村に到着してから作成されたものだろう。

船していた僧侶が船より転落し、水死してしまった。このような「事件」 が起きたからこそ内房渡海の旅客輸送船のことが、少しではあるが明らか

文政六年四月十七日夜、小網町一町目を離岸し浜野村に向かった船に乗 浜 中 同国長柄郡 茂原村 同 同 同 同 村 村 村 村 松 常 小 Ŧi. 新 吉 右 郎 五. 兵 太 衛 兵 門 衛 郎 郎 松 衛

> 之候ハゝ、御引取可被下候、 二而水死骸等見当次第早速御知らセ可申上候間、 文政六未年 四月廿日 為後証差上申一札仍而如件、 野 名 組 出府ニ付代印 頭 主 御見分之上相違も無 喜 林 平 次 吉

同

村

皆

次

郎

共、御本寺ハ不及申上、貴寺江少も御苦労相懸ヶ申間敷候、

此上浦

寺 様

清左衛門

取を提出している。 で、浜野村より春光の遺品を受け取った泉蔵寺は浜野村に以下のような請 本寺である泉蔵寺は現在の千葉市緑区おゆみ野に所在する真言宗の寺院 一今般拙寺弟子菊間村千光院門徒地蔵院住春光事、当十七日夜小網町 壱町目川岸より其御村江致乗舩候所、翌十八日黒砂沖ニ而、 小便乍致舟落、行方相知レ不申趣御届被成候ニ付、 早速参右荷物 右春光

風呂敷包之内相改候所、 け さ

衣

壱ッ

本 御 経 **弐**冊

目 壱ッ 壱冊

きせる 数 珠 壱本 壱連

竹之子等 たばこる 壱 港 階 壱ッ

見分之上引取可申候、 右之通相改春光荷物ニ相違無之候間 〆拾壱品 為後日之請取 札仍而如件 慥ニ請取申候、 死骸見当り次第

192(10)

泉蔵寺印

車

春

浜野村 四月廿日 文政六未年

御役人中

ておこう。 以上がこの事件に関連する現存文書だが、取りあえず事件の経過を記し

成されたが、口書は当然浜野村に到着してからの事だろう。客の五○歳位になる僧が船より落ち水死してしまった。そのため口書が作客輸送船が江戸小網町一町目河岸を出船した。ところが一八日の昼頃乗船文政六年(一八二三)四月一七日の夜、浜野村(現千葉市)に向けて旅

ていないが、落水した僧が懐中していたのだろう。ころ、袈裟をはじめ計一〇件、一一品が確認されている。現金は確認されく、全くの事故ということである。水死人の荷物を立会のもとに調べたと口書によると船中において乗船客も船頭達も喧嘩口論をしたものは無

船の中で立ちあがり小用を足すことは危険極まりない。かは定かではないが、たいして大きな船ではなかっただろう。このようなたというものである。小網町と浜野を結ぶ船がどの程度の大きさであった院の春光が船中で小用を足そうとしたところ、船より落ち死亡してしまっ事件は単純なもので、泉蔵寺の弟子である菊間村千光院の門徒(宮)地蔵事件は単純なもので、泉蔵寺の弟子である菊間村千光院の門徒(宮)地蔵

が明らかになったわけであるが、乗船客について見てみよう。僧侶の死により図らずも江戸小網町と下総の浜野を結ぶ旅客輸送の存在

村与右衛門の三人は印判を所持しており捺印している。が押されている。但し長柄郡鴇谷村の与次右衛門・同郡長富村善蔵・七渡ことから、本文の筆者が書いたものであることが分るが、署名の下に爪印見ていこう。「口書一札之事」の二四名の署名を見ると筆跡が同じである乗船客は落水した春光も含めて二五名だが、彼を除いた二四名に就いて

長柄郡八名であるが、この内長柄郡鴇谷村与次右衛門・長富村善蔵・七渡一名である。上総の一六名の内埴生郡の者一名、夷隅郡三名、市原郡四名、乗船客二四名の内上総国の者が一六名、江戸の者が七名、丹波国の僧が

必要とする用事があったためであろう。述のように判を持っているが、これは偶然ではなくこの三名が江戸に判を村与右衛門及び茂原村の者五名は同行者かも知れない。長柄郡の三名は前

無くここでの目的ではないので後日に期したい。同行者である可能性が強い。江戸の乗船客は非常に関心があるが、資料も、茂原村の五名は社寺参詣の帰りのようでもある。このほか日在村の者も

の利用と陸路の関係についてみてみよう。であり、多くの人々がこの船の存在を承知していたわけであるが、次に船乗船客の様子から見ると、小網町〜浜野間を往来する船は定期船のよう

旅客の陸路歩行と海上輸送

 \equiv

一)陸路と海路

退してしまい、近世交通制度は崩壊してしまう。 過体系からみて旅人は陸路。但し本州と九州・四国など海上歩行の不可能 表現のほうが正しいかも知れない。その大きな理由の一つが関所の存在で 表現のほうが正しいかも知れない。その大きな理由の一つが関所の存在で ある。さらに海上・河川交通を利用して旅人を運べば街道の交通集落は衰 してしまい、

うような全国法令のようなものは出ていないようである。 しかし筆者の見落としかも知れないが、「旅人は陸路を行くべし」とい

船を利用するようになっている。できたため、吉田を中心とした広範な地域の人々が伊勢参宮のためにこのできたため、吉田を中心とした広範な地域の人々が伊勢令達することがた。この船を利用すれば短時日のうちに歩くことなく伊勢へ達することが吉田藩はこの湊を仕切る舟町に荷物や旅人を渡海させる権利を与えていは伊勢の白子方面を始め、尾張・伊豆・江戸と各地へ船が通じていた(望)。東海道吉田宿を出ると吉田川(豊川)を渡るが、吉田橋際の吉田湊から

吉田湊からの旅人輸送は吉田藩が認めたもので、道中奉行公認ではな

が目的であったからである。

でも早く到着することよりも、一つでも多くの名所旧跡等を見て廻ることでも早く到着することよりも、一つでも多くの名所旧跡等を見て廻ることが出来なくなってしまうからである。近世の伊勢参宮は目的地に少しことが出来なくなってしまうからである。
一つでも多くの名所旧跡等見ることが出来なくなってしまうからである。
一つでも多くの名所旧跡等見ることが出来なくなってしまうからである。
一位勢へ旅人を運ぶようになり、吉田湊の特権が侵害されるようになっていかったがその後道中奉行もこれを公認している。しかし吉田湊以外の船もかったがその後道中奉行もこれを公認している。しかし吉田湊以外の船も

このことについては『牧民金鑑』に関連禁令が出ている⑻。していない。それでは江戸~房総間の旅客輸送はどうであっただろうか。吉田湊からの伊勢参宮者輸送について道中奉行はこれを積極的に禁止は

寛政六寅年六月

寅六月

より申通候様可被取斗候、右之通各支配川岸々並私領・寺社領之分とも有之候ハヽ、最寄村方

六月

て、船による旅客輸送そのものを禁止したものではない。

いか本行徳への戻り船と偽って旅客を乗せ、船頭の地元で旅客を無理やり下は物資輸送船による旅客の輸送のことだろう。さらに本行徳以外の地の船乗せ候船頭共」が近頃船中で酒代をねだるとあるが、「諸荷物等渡海」とこれに依れば、本行徳・登戸・浜野あたりの「諸荷物等渡海、又者旅人

られていた。近世中後期には有名無実のような関所ではあったが、関所はその上流には金町松戸関所が設けられ、行徳船の航路には中川番所が設けしかし江戸から房総への陸路には江戸川沿いに小岩市川関所が、さらに

いう訳にはいかなかった。かったのだろう。但し関所が関連した事件が発生した時は当然黙認すると房総間の船による旅人輸送が常態化してしまったため黙認せざるを得な関所である。この関所を幕府自体が軽視しているようにみえるが、江戸~

りに上陸したが、捉えられてしまった。 陸路を行けば小岩市川関所があるため、築地辺りから漁船に乗り木更津辺とみた平蔵は、「いく」を連れて上総辺りの知人宅に逃亡しようと計画した。の女房「いく」を無理矢理連れ去った√氫)。江戸市中を徘徊するのは危険の女房「いく」を無理矢理連れ去った√氫)、江戸市中を徘徊するのは危険で、近四年(一八○七)下総無宿平蔵は江戸浅草山谷町七左衛門倅富五郎文化四年(一八○七)下総無宿平蔵は江戸浅草山谷町七左衛門倅富五郎

場凌ぎの判断をせざるを得なかった。からである。その結果評定所としては以下のような苦汁のというか、その罪を適用すると、安房・上総の多くの人々を重罪に処さなければならない幕府にとっては何とも厄介な事件であった。平蔵といくに関所を除けた

此儀、 を犯し候もの多く出来申間敷とも難申、 の共は、 拶儀も有之、一躰是迄海上女通船、難成趣之規定も無之故、下賤之も 女を乗船為致間敷趣之御触も不相見上は、 通り候故、重キ御仕置ニ相成候儀と相聞、海上之儀は、改番所は勿論、 ニ候得共、 連参り候儀も相成間敷存、築地辺より漁船ニ乗、木更津辺え着いたし 知人有之候ニ付、いくを連参り可申存候得共、御関所有之、猥ニ女を 忍通り候もの、重追放と有之但馬守別紙書面之趣ニては、上総辺ニは 多く相成可申、 粗相聞候、然ルを漁船ニ女を乗セ渡海いたし候迚、重御仕置ニ成候は、 候趣ニ有之、右之次第ニては、御関所忍ひ通り候ものニも准し可申哉 御関所辺、忍ひ通り候ニは無之、殊、 御関所より里数隔り候海岸より乗船、 勿論女渡海之儀、 御定書ニ、御関所難通類山越等いたし候もの、 海上は関々持場ニ無之、尤女通船之儀、取扱候儀無之旨、及挨 船ニて安房・上総え女を連参候儀、不苦哉ニ心得居候趣ニも、 御関所は、兼て厳重ニ御備有之処、右を除、 且は御府内近国にて日々諸色運送も有之場所、 厳重ニ御制禁有之候でも、 左候得は、 上総辺え渡海いたし候儀に 右御定相当とも難申、平蔵 但馬守より御留守居え承合 厳科ニ被行候もの 場広之儀ニ付、法 於其所・磔、 山越又は忍ひ 通船之

いう何とも奇妙な大前提のもとに評議が行われている。 いう何とも奇妙な大前提のもとに評議が行われている。 関所の不正通過について述べておく。関所の不正通過については一般には「関所破り」などというが、関所を例えば刀等を振り回しいては一般には「関所破り」などというが、関所を例えば刀等を振り回しいては一般には「関所破り」などというが、関所を例えば刀等を振り回しいては一般には「関所破り」などというが、関所を例えば刀等を振り回しいては一般には「関所破り」などというが、関所を例えば刀等を振り回しいった。最初に関所の不正通過について述べておく。関所の不正通過についっ何とも奇妙な大前提のもとに評議が行われている。 語定所における最大の悩みは平蔵が意識して関所を不正に越えたかに評定所における最大の悩みは平蔵が意識して関所を不正に越えたかに

上は関所の持場では無い。 市川関所であろう―から離れており、関所を忍び通ったわけでは無く、海、この前提のもとに、平蔵が乗船した場所は関所―この場合関所とは小岩

拠など全く無い。相間候」とは風聞による判断であり、法的根相聞候」としているが、「粗相聞候」とは風聞による判断であり、法的根共は、船ニて安房・上総辺え女を連参候儀、不苦哉ニ心得居候趣ニも、粗さらに女性の船による移動を禁止する規定も無く、その上「下賤之ものさらに女性の船による移動を禁止する規定も無く、その上「下賤之もの

に混乱を来すからであった。面と江戸を往復する船舶を厳しくしたならば、江戸の経済活動や日常生活女性を処罰をすることになるからである。さらにもう一つは安房・上総方の上のした判断を下さざるを得なかったのは、一つは前述のように多くの

することは出来なくなってしまう。より移動しても、箱根・新居の関所を除けてあるいは忍び通ったとして罰この評議では男性旅行者はもとより女性旅行者も、江戸と関西を船舶に

)江戸内湾の旅人輸送と東海道

る旅客輸送が行われていた。旅客輸送は江戸~房総間だけではなかった。内湾沿いの東海道でも船によ街道の交通集落は、異を唱えることは無かったようであるが、船運による江戸・房総間の旅客輸送について、江戸から木更津~安房方面へ達する

う幕府に訴え、享保七年(一七二二)幕府はこれを禁止している。を利用するようになると、東海道川崎宿は船による旅客輸送を禁止するよ『保土ヶ谷区郷土史』の上巻(翌)によれば、東海道を往く大山参詣者が船

差上ヶ申証文之事

之候ハ、、拙者とも何分ニも可被仰付候事、動旨被仰渡奉畏候、舟持共え急度申付一切仕間敷候、若相背候者有向後石尊参詣其外何ニ而も往還旅人舟ニ而江戸え送り候儀一切仕間等ニ不限舟ニ而江戸迄送り候や、御注進申上候ニ付被 仰渡候ハ、河崎町より御訴申上候ハ、拙者共村々より石尊参詣之者並往還旅人

後日証文差上ヶ申候、以上、味仕追払可申候、若見逃聞捨ニ仕候ハ、、何分ニも可被仰付候、為所聞届ヶ所ニ留置、早々御注進可申上候由被「仰渡奉畏候、随分吟之候ハ、、早々追払可申候、若舟頭難渋仕候ハ、、其者之在所・名他所より舟参候而、拙者共村々之内ニ而、右之通り旅人舟乗候者有

享保七年寅七月

く見られるため、前述のように近世前期に船による旅人の輸送が出来なより私だけかもしれないが、このように船による旅人の輸送禁止事例がよ江戸え」送ってはいけないのかは明確ではない。近世交通史研究者というまうが、これを一切禁止するというものである。しかし何故「旅人舟ニ而これによれば、大山参詣者や旅人を川崎から江戸迄海路船で輸送してした土の道り拝見仕奉畏候、為後日印判仕差上ヶ申候、以上、

いげれこせにようして禁むこう曷っらげ、沿り引見は依人によって更りかったため、その場凌ぎのような禁止しか出来なかったのだろう。かったように思い込んでいたのである。しかしこのような禁令が出ていなかったように思い込んでいたのである。しかしこのような禁令が出ていな

出されている。この旅客の海上輸送について同書は、六年(一七九四)・文化二年(一八〇五)・同五年・同一四年と度々禁令が後も明和四年(一七六五)・安永三年(一七七四)・同四年・同六年・寛政であったため禁令は守られず、『保土ヶ谷区郷土史』上巻によれば、そのいずれにせよこうした禁令にも関わらず、船の利用は旅人にとって便利

で別に嘆願や訴訟は起してゐないが、谷は既に上陸して居るので、当宿としては差したる苦痛はなかつたの以上は東海道品川宿辺りから神奈川宿辺りまでの舟行であつて保土ヶ

てみてみよう。 「南撰要類集」(※)により文化一四年の旅人渡海についと記しているが、「南撰要類集」(※)により文化一四年の旅人渡海につい

浴道品川名し

岩瀬加賀守

文化十四丑年七月

海道品川宿より神奈川宿辺迄旅人渡海船之義道中奉行より掛合

井上美濃守

榊原主計頭

人義、 御代官より年々相触置候処、今般品川海晏寺門前常次郎店庄兵衛外壱 筋ニ付、 其外所々え渡海いたし候段、脇往還同様ニて宿場助成之差障ニ相成候 東海道品川宿より程ヶ谷宿迄之内浦付村々より旅人を舟ニ乗セ、 右之趣御糺之上、 代官にて相触候趣御触被置候由ニ者候得とも、 役中各様御先役え掛合之上、 七月 右宿海辺付村々より旅人乗舟不相成段、去ル丑年石川右近将監先 次右衛門方え申立候ニ付、 南品川宿地先ニて旅人を乗セ致渡海候を、大井村之ものとも見 右宿ニ海辺付村々より旅人を乗舩為致候義ハ不相成段、 其節之御取扱振致承知度、 右近辺町方之ものとも江も、 拙者方江呼出、当時吟味中二候、 此段及御掛合候、 聢と書留等無之候間、 前文之通御 以上、 然ル 支配 江

御書面

出候書面・触書写相添此段及御挨拶候、
も江触置候ため御呼出被成度旨致承知取調、則町年寄ともより差文化二丑年先役小田切土佐守江御掛合有之、其砌右河岸之舟持と渡海いたし候一件ニ付訴出、当時御吟味中に付、右渡海之義ニ付東海道品川宿より程ヶ谷宿迄之内、浦付村々より旅人を舟ニ乗、

神奈川宿辺迄船往来差留之義相調申上候書付十三ヶ年以前丑年七月

御承知被成度段、 二付、 殿より之御書面、小田切土佐守殿より喜多村彦右衛門方江御渡被成候 り願出候由、 旅籠屋并商人とも助成薄及難儀候趣を以、舟往来差留之義、品川宿よ 州大山参詣之旅人、御当地より神奈川宿辺迄海上舟ニて罷越候ニ付、 御渡被成、 之御奉行衆え御掛合之上、右近辺町方之ものともえも前文之通御代官 村々より旅人乗船不相成段、去ル丑年石川右近将監殿御先役中、 南品川地先にて旅人を舟ニ乗セ渡海いたし候を、大井村之ものとも見 代官より年々相触置候処、今般品川海晏寺門前常次郎店五兵衛外壱人、 外所々江渡海いたし候段脇往還同様ニて、宿場助成之差障ニ相成候筋 致申間鋪旨、 右躰之旅人は品川入口山八ッ山下舟着場限上陸為致、 こて相触候趣被置候義ニは候得とも、 東海道品川宿より程ヶ谷宿迄之内、 御代官江申立候二付、当時御吟味中二付御座候、 右宿々海辺付村々より旅人を乗船為致候義ハ不相成段、 相糺可申上旨被仰渡候、去文化弐丑年七月駿州富士山并相 御代官申出候二付、 御申渡御座候樣被成度段、 井上美濃守殿・榊原主計頭殿より御替掛合の御書面 御当地河岸之舩持とも相心得罷在、 浦付村々江旅人を舟ニ 猶御糺之上、 井上美濃守殿・石川右近将監 其節之御取扱振 然ル処、右海辺 渡海之義は堅為 支配: 江戸其 其節

写とも相添、 て申渡し候、 依之町中惣年番名主并河岸付町々名主とも江、 依之此段申上候、 則申渡書写并其節御掛合之来書、 御代官より差出候書付 別紙之通彦右衛門方に

丑七月

樽 吉五郎

文化弐丑年七月三日

写

小 山 切土佐守殿

井上美濃守

石川左近将監

段相心得不罷在候ては、心得違之義も可有之哉、一躰道中方取締ニも 此度も為相触可申処、 其上是迄も海辺付村々え舩往来差留之儀、 地より乗舟いたし神奈川宿辺江着船致し候義は、脇往還も同様之義、 舩往来差留之義、品川宿より願出候由、大貫次右衛門申聞、 迄海上舟にて罷越候ニ付、 駿州富士山并相州大山参詣之ものとも、 候様致し度、 陸為(致脱ヵ)、神奈川宿辺迄乗舟為致候義は堅致間鋪旨御申渡被置 相響候事故、 別紙次右衛門差出候書付写壱通相添此段及御達候、以上、 以来右躰之旅人は、品川宿入口山八ッ山下舟着場限り上 次右衛門申聞候通、 旅籠屋并商人とも助成薄及難義候趣を以、 御当地より東海道神奈川宿辺 御当地河岸之舟持とも右之 度々触置候例も有之候間、 右躰御当

書付 東海道 [品川宿より神奈川宿] 辺迄之間旅人舟ニ乗候儀ニ付申上候 丑七月

大貫次右衛門

私御代官所東海道品川宿願出候は、 士并相州大山参詣旅人夥敷通行有之、 毎年六月中旬より七月中旬至、 品川より藤沢迄宿場并立場とも 富

> 座候間、 処、 嘆敷旨願出、 河岸々舩 旅人上陸為致候義不差留候ては取締難行届、、旅人下り之頃も江戸表 二旅人を乗セ、品川宿其外往還筋打越、神奈川辺宿え舩を着、夫より 則品川より程ヶ谷宿之間、 之段申送等も無御座候ニ付、其段根岸肥前守殿道中奉行勤役中申立候 旨にて、 も旅人舟ニ乗セ不申様仕度旨願出申間鋪旨は、先支配中も度々触出し 又旅人江戸下り之節は(神脱)奈川辺より品川宿迄之間、海辺付村々 り舟ニ乗候旅人同宿入口字八ッ山下船着場限り上陸為致候様仕度、 第一之助成ニ御座候処、近来右時分は勿論、平日とも江戸表より神奈 依之此段申上 谷宿迄之間、 相心得罷在、 ては其土地之舟持ともも、 ては他所より罷越候舟故、 有之候趣ニて、 こても旅人船乗セ不申様仕度旨願出申候、然ル処、右海辺付村々ニて 宿旅籠屋とも并酒食其外諸商人ニ至迄助成薄及難義候ニ付、 村々えは旅人舟ニ乗セ不申様、猶又今般私より厳敷相触候様可仕候 宿辺迄海上舟ニて罷越候旅人多相成、往還通行之もの少候間、品 横 右之趣町奉行衆え御達御座候様仕度奉存候、 (脇カ) 此度も猶又触書差出可申奉存候得とも右之通江戸表河岸々舟 川崎宿六郷舟渡場より先支配触書写を以願出候処、私方江右 神奈川辺迄出迎ひ、旅人舩ニ乗り候も多有之、地付村々ニ 品川宿入口八ッ山下舟着場限旅人上陸為致、夫より程ヶ 海辺付村々地元にて旅人舟ニ乗セ、下之不致様仕度奉存 是又相違無之相聞候ニ付、旁江戸河岸之船持共も右之趣 往還ニ相当候ニ付、 私御代官所二相成、寛政六寅年中右之趣等閑二相成候 以上、 右混し旅人を舟ニ乗セ候も有之哉ニ相聞、 強て難差留故、其儘ニ乗セおろし為致、随 私御代官所海辺付木村々えは触出候例御 願之趣私方より触遣可申旨申渡、 右海辺付私御代官

大貫次右衛門

七月

乍恐以 奉申上

当月九日御訴来

得者、一 由ニ付、 隠候旨、 ニ而、 書ニ而、 然ル処、其後御触有之候由支配名主申付候間、旁以渡舟差控罷在候 配所武州荏原郡大井村名主五蔵与申もの罷越、 無之旨申上候、 郎江御尋之趣は、 処、前書之通榊原主計頭様御役所ニ而一通御糺之上、 未夕申渡も無之義ニ候得とも、 急(兼ヵ)而御触も有之候義ニ候ハ、、支配名主方より可申渡候処 参詣之もの之由、男女六人ニ而右五兵衛方江参、築地辺迄相雇申度 味ニ而被仰聞候は、右躰触書も有之候得は町役人迄等閑故之旨被仰 書名主五蔵申立候ニ付、右御触書支配名主より写差出候処、 たし、大師河原参詣之もの其外とも江戸向江渡世致来り候旨申上候 たし候哉御尋ニ御座候、右両人より申立候は、是まて年来舟渡世い 人之ものとも家主・五人組江御預ヶ被仰付候間、 書五兵衛・長次郎義は、急ニ舩乗渡世仕候ものニ付、 原主計頭様御役所江、家主・五人組差添可罷出旨御差紙頂戴仕候ニ 廿九日五ッ時一 付罷出申候、 一同相 品川海晏寺門前家主常次郎・同佐次右衛門奉申上候、 猶又今十九日被召出御吟味御座候、然ル処、 一町年寄衆御役所より被仰渡候書面写相添、 急ニ(兼々カ)御触も有之候間、乗舟不相成旨差支候得とも、 弁罷在候旨申上候、 右御触書之趣は御当地より神奈川宿辺迄乗舟不相成旨之御触 佐次右衛門店長次郎、 舩支度仕乗舟可為致与存候処、御代官大貫次右衛門様御支 御吟味有之候得とも、 躰旅人乗舟不相成義を仕来り候上者、 江戸向江不相成与申義は無之旨、 他之御役所之義故、其段同日御訴奉申上罷出候処、前 且又先年町年寄衆御役所より御触有之旨、 同召連可罷出旨被仰渡、 江戸向江旅人乗舟不相成儀を相弁江、是迄渡世い 、其外別 右之もの両人去ル九日御勘定御奉行榊 先道中筋江旅人乗舟為致候義は一切で仕来り候上者、先道中筋江も差出押 隣村名主差留候ニ付、 二御吟味無御座、 則御請書言上申候、前書由 此義支配名主より申渡、 此段御訴奉申上候、 海面之義者此方持場 前書五兵衛・長次 其段御訴奉申上候 今日者引取来ル、 御吟味中右両 当月朔日大師 差控罷在候、 先達而前 右御吟

以上

川海晏寺門前

文化十四丑年

七月十九日

訴 人家 主

常

次

郎

印

Ŧī. 人組 \equiv

次

郎

印

五人家 主

佐 次右 衛門

印

訴

人組

喜 兵 衛

印

名

主

 \equiv 郎 印

又

御番所様

申

場限り上陸致し、 ては、心得違之義可有之、以来右躰之旅人は品川宿入口八ッ山 来差留之義度々触有之候、 て海上舟ニて罷越候ニ付、 右通舩渡世之ものともえ不洩様可申継候、 奈川宿辺え着舟致候義は、脇往来同様之義、是迄迚も海辺付村え舩往 駿州富士山・相州大山参詣之ものとも、 舟往来差留之儀、品川宿より願出、 神奈川辺まて乗舩為致候義は堅致間鋪 旅籠屋并商人とも助成薄く難義いたし候 御当地河岸之舩持とも右之段相心得罷在 右躰御当地より乗舟致し、 御当地より東海道神奈川 下舩着 宿ま 神

丑七月六日

右之通喜多村彦右衛門殿え申渡候間、 御達申! 候、 以 上

七月六日

南方

野

小 ·口年番

右文化 二丑年七月中小口年番より通達御座候

では指摘に留めておく。 所々え渡海いたし候段、 海上輸送は日常化していたようである。その区間はここでは品川宿~保 土ヶ谷間と明記されているが、この文言の中で注目されるのは「江戸其外 冒頭の文化一四年七月の「……道中奉行より掛合」によると、旅人の 中奉行井上・榊原両名から南町奉行岩瀬氏への掛合を延々と引用 脇往還同様ニて」という記述だが取りあえずここ した

等が海上輸送を始めたところ大井村の者に見つかってしまった。 う状態であった。文化一四年の場合は品川宿海晏寺門前常次郎店の庄兵衛 日常化といっても禁止はされるが、すぐにまた海上輸送が再開するとい

町奉行小田切氏宛の書付、大貫次右衛門の書付が提出されているが、ここ は述べている。その結果江戸町年寄樽氏や道中奉行井上・石河両名から北 では大貫次右衛門の書付を見てみよう。 「御触」があったが明確な書留が無いと道中奉行井上利恭及び榊原主計頭 海上輸送については文化二年にも同様の輸送があり、この件についての

られているが、禁止の効果はどの程度であったものか、文化一四年に再び れたわけである。 というか何度目かの不正海上輸送が品川宿の五兵衛・長次郎によって行わ 禁止してもらいたい。様々な事情はあったようだが品川宿の訴えは聞届け 口の八つ山下迄、 江戸表から神奈川宿迄海上輸送が行われるようになり、街道を通行する旅 が多い時である。ところが近年は富士・大山参詣の時期に限らず、 山参詣の旅人が多数通行し、品川~藤沢間の宿場や立場は年間で最も収入 人が減少してしまった。そのため江戸表からの旅人の海上輸送は品川宿入 品川宿の願い出によれば、 江戸に向かう船は神奈川~品川間における旅人の乗船を 毎年六月中旬から七月中旬迄は富士山及び大 平時も

止を繰り返しながら、恐らく幕末に至るまで行われていたものであろう。 こうした海上輸送は広がりをみせ、 品川辺りから神奈川・保土ヶ谷辺りへの旅客海上輸送は見つかっては禁 武州久良岐郡野島村 (現横浜市金沢区

> 0) 船頭 達が旅客を船で神奈川ある いは江戸表まで輸送するに至って

への経路を簡単に記しておこう。 野島村は三浦半島方面へ向 かう街道が通じるが、 江戸方面から三浦半島

まで船を利用するのが一般的であったようだ。 倉への道が分岐している。さらに南に進み野島村からは大津・横須賀方面 標が建っている。この道を南下すると金沢町屋に達するが、ここからは鎌 することが多かったようである。保土ヶ谷宿の分岐点には今も何基かの道 江戸方面から三浦半島へは保土ヶ谷宿で東海道から分岐する街道を利

野島村から船に乗り浦賀に向かっている。 りに住む筆者楓川堂老人は浦賀方面へ旅立つが、保土ヶ谷から金沢に出 天保年中の旅日記とみられる「梅が浦」(型)によると、 江戸の本所小梅辺

路であったようだ。 ちなみに帰路は海が荒れて浦賀から船が出せず陸路を歩くがかなりの難 野島村なれハ、野島夕照ハこ、そとよ、爰にまた鈴木屋幸七といへる 三たり乗となり乗出す、雨もやミ風静にて海上いとおたやかなり、 方に入り、浦賀への渡しふねたのミ、 (中略) 又乗合の人も有りて、

すことは無かったようである。ところが前述のように野島村の船が江戸表 土史』上巻によりみてみよう。 方面へ旅客を輸送するようになってしまった。その状況を 野島村から半島南部に向けての旅客輸送は陸路の交通集落と軋轢を起こ 『保土ヶ谷区郷

乍恐以書付御訴訟奉申上候

大貫次右衛門御代官所

東海道保土ヶ谷宿

旅籠屋惣代

訴訟人

郎右衛門

難

渋

入

橋内匠様知行

州久良岐郡野島村

相 手

船 頭 庄 郎 文政二年卯年九月

同同同同 同同同同

(マピ) 併神奈川宿義者先御支配より当御支配御役所へ引続数度御取締之御 舟持共ハ不及申、 嶋浦より本道を除旅人乗船為致神奈川宿并江戸表迄渡海いたし、当宿 平日御用御通行并往来之旅人前々より通行致来候、然ル処近来相手野 路ニ有之、同所ヨリ三浦郡大津・横須賀両所へ渡船仕候場所ニ有之、 歩行人足之者茶屋渡世を始、 矢張最寄宜敷村方へ相着別而郷 極法も御座候ニ付、此節ニ至候而者同宿方海岸え着船為致不申候処、 旅籠屋共ハ勿論茶屋等ニ至迄、往来之旅人薄テ及難義候間、是迄浦方 行之外自余往来之旅人休泊薄ク本道之詮無候、左様罷成当宿方御伝馬 右訴訟人八郎右衛門奉申上候、当宿より相州浦賀并三津(浦ヵ)郡え 金沢町屋村与右衛門馬継所ニ而、夫より相手野嶋浦迄ハ全陸 村役人共にも及懸合差押へ候得共一向相用不申、乍 別而私共難渋相嵩当惑仕候間、 多渡海為致候間、御用御通 無是非御 郎

御慈悲を相手名前之者共被召出御吟味ニ迨、 仰付被下置候樣奉願上候、 以上、 以来本道除旅人乗船不仕 訴訟奉申上候、

何卒以

大貫次右衛門御代官所 東海道保土ヶ谷

旅籠屋惣代

訴訟人

郎右衛門

中

道

も行われていたであろう。 津村を相手取って同様の訴訟を起こしているが、 保土ヶ谷区郷土史』によればこの紛争はさらに発展し、 旅人の海上輸送はその後 横須賀村が大

わ りりに

するということなど想定もしていなかった。車輌による物資や旅客輸送に 程では予測もしていなかったのであろう。そのため河川・海上輸送を禁止 かった。旅客の河川・海上輸送については、近世交通制度が整備される過 いうもので、河川・海上輸送の禁令があるから禁止するというものではな ついても同じことが言える。 旅客の河川・海上輸送はあくまでも「輸送が行われたから禁止」すると

とである。これが江戸幕府というより近世社会の実態であったといえよう。 近世における禁令は対症療法と言わざるを得ないところがあったというこ た布地にあてつぎをするだけで、根本的な対応がなされなかったのである。 よる社会へということである。 れてからのことであろう。情状酌量の余地が大きかった社会から「法」に 近世においては、従来の流れの中に新たなものが入り込んで来た時、 定するのだろう。それでも想定外のことが生じ対応に苦慮することがある。 現在では「法令」や「禁止条項」などを作成する場合あらゆる事態を想 「法」に対する認識が一変するのは、近代に入り欧米の法体系が導入さ 破れ

船にしても明確に旅客輸送が認められていたわけではなかった。 河川舟運による旅客輸送が盛んに行われている。但し行徳船にしても関宿 島沿いと、南側の東海道・三浦半島沿いでは大きな差が見られるのである。 東側である房総方面にあっては、内陸部は行徳船や関宿~江戸間を結ぶ 本稿で取上げた旅客の海上輸送にしても、江戸内湾の東側である房総半

客輸送は定期便化していたようである。この区間以外にも未公認ながら定 客輸送船は漁師や物資輸送の船が未公認のまま旅客輸送を行っていたと考 のような状態で旅客輸送をしているのは木更津船だけであって、ほかの旅 送を認められたような、認められていないような曖昧な状態である。こ 便化していた航路もあっただろう。 一方房総の海上旅客輸送を代表するのが木更津船だが、これもまた旅客 郵政博物館収蔵の一連の史料によれば江戸~浜野間の海上旅 旅客の海上輸送が厳密に禁止され

るがここではこのように表現しておく。 いなかったのであるから、公認 ・未公認と いう表現には筆者自身疑問 は

送が行われても大した経済的圧迫を受けなかったからとだけ記しておく。 はそれにより収益を得ていたのである。 経済的圧迫を及ぼすためである。東海道は通行量が多く旅籠屋や茶店など べることになるので、ここでは房総の陸上交通集落は旅客の河川・海上輸 いないようである。このことについては房総の交通・流通形態について述 いては管見では旅客の河川・海上輸送に関する禁止の嘆願や訴訟は起きて の禁止理由の第一は「禁止」を願う訴訟が起きたからである。 訴訟が起きているのは、旅客の海上輸送が東海道の交通集落つまり宿場に これに対し江戸内湾南側において旅客の海上輸送が行われると禁止願・ 房総に対し東海道沿岸では明らかに旅客の海上輸送を禁止している。 房総側にお

ろうが てしまう。 五街道と脇往還があり、 往還は宿場助成の障害になるとしている。これによれば街道には本道たる 之差障ニ相成候筋ニ付」としていることである。 人を舟ニ乗セ、江戸其外所々え渡海いたし候段、 幕府は訴えに基づき旅客の海上輸送を禁じているが、禁止理由として「旅 五街道が通じる地域の脇往還を考える上で大きな意味を持つであ 勿論幕府が脇往還すべてをこのように見ていたわけではないだ 脇往還は宿場(五街道)の障害ということになっ 海路=脇往還と捉え、 脇往還同様ニて宿場助成 脇

物資輸送船が登場するようになった。これに対し幕府は統一見解を示さず は放置した。こうした状況の中で近世交通は展開したのである。 禁止願の出た場合は禁止し、異論がでない地域はこれを認めるというより れ河川・海上交通を利用あるいは、旅客の増加に目を付け旅客を輸送する 通制度確立期には特に想定していなかったが、人の移動が盛んになるにつ 焦点を散漫にしてしまったが、河川・海上交通による旅客輸送は近世交

注

- $\widehat{1}$
- 木更津船については拙稿鹿島萬兵衛『江戸の夕栄』 「近世における江戸湾交通について」(中公文庫 昭五二) (『国立歴史

 $\widehat{3}$

[4]

- 本資料はその後筆者山本により活字化されている。御用留とあるのは筆本資料はその後筆者山本により活字化されている。「国立歴史民俗博物館蔵本資料は古書市場に流出し、国立歴史民俗博物館に収蔵されるに至った。「番船諸用留」は氏の論文体裁から見て和田篤憲氏の旧蔵とみて間違いない。和田篤憲「江戸の警備と下総行徳の長渡船」(『経済史研究』九 昭五)民俗博物館研究報告』第二集)参照 者の校正ミス。正しくは「諸用留」である。『番船御用留』」『交通史研究』五三 平一五
- 加藤貴「中川番所の機能とその特質」(『交通史研究』 昭五九
- 「文久四年 道中栞」(『青梅市史史料』二三『徳川禁令考』前集二一八八号 昭五三

 $\widehat{7}$

 $\widehat{6}\widehat{5}$

 $\widehat{10}\widehat{9}\widehat{8}$

- 茂原市立美術館郷土資料館現蔵
- 都立中央図書館蔵『壬辰船橋紀行』千葉県茂原市鷲津 丸雅幸氏旧蔵 小日向絵図」万延元年 (一八六〇) 東京誌料請求番号 几 人
- 文社『嘉永慶応 江戸切絵図』平七)「尾張屋板江戸切絵図 礫川牛込 小
- 田山花袋著『東京近郊一日の行楽』(博文館 大一二)「同右 日本橋北内神田両国濱町明細絵図」嘉永三年 (一八五一) (同右)
- 13 12 11
- 筆者蔵「大峰山道中記」通史研究』九一 平二九)村越博茂「近代移行期における蒸気船就航に伴う「行徳船」 の終焉」(『交
- 15 14
- きやとの紀行」とした。その時変体仮名で記されたものと思われるが、ここでは表題を便宜上「せその時変体仮名で記されたものと思われるが、ここでは表題を便宜上「せとある。表紙は国会図書館が改装した際に新たに作成したもので、標題もとある。表紙は国会図書館蔵 題箋には「勢起屋登の紀行」とあり、内題は「関宿紀行」国立国会図書館蔵 題箋には「勢起屋登の紀行」とあり、内題は「関宿紀行」
- 天保一二年

(一八四

- $\widehat{18}\,\widehat{17}\,\widehat{16}$ 千葉県鴨川市海福寺の神田宥賢氏によれば、斎藤直成編『江戸切絵図集成』四 尾張屋板筆者蔵「善光寺 日光 西国三拾三所道中記」 行することができない寺のことである。 この 場合の門徒とは葬儀を執
- 22 21 20 19 石井良助編『御仕置例類集』第五冊所収六五号史料荒井顕道編『牧民金鑑』下(刀江書院 昭四四)渡辺和敏著『東海道交通施設と幕藩制社会』(岩田書 (岩田書院 平 七
- 磯貝正編 『保土ヶ谷区郷土史』上(保土ヶ谷区郷土史刊行委員部編・発行編『御仕置例類集』第五冊所収六五号史料 (名著出版 昭四六)
- (国立国会図書館旧幕府引継書)

2423

- さふくろ」(筆者蔵)などがある。 文「津久井日記」「但馬紀行」「房の邦紀行」(いずれも国会図書館蔵)「ぬ雅名撫草庵御統、別号楓川堂居易、道号寛雲庵居士。「梅が浦」の外に紀行「梅が浦」国立国会図書館蔵 乾坤二冊 筆者は本姓佐々木 大西源祗房、 |梅が浦||国立国会図書館蔵 ||南撰要類集||一四三 ||諸問合
- 定料については綿貫啓一氏・加藤貴氏にお世話になった。

〇 引

みつまさ 交通史学会会長